楽天・GCIシステマティック・グローバル・アルファ・ファンド

追加型投信／内外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）

商品分類および属性区分

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	内外	資産複合	特殊型（絶対収益追求型）	その他資産（投資信託証券（資産複合））	年１回	グローバル（日本を含む）	ファンド・オブ・ファンズ	あり（部分ヘッジ）	絶対収益追求型

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「楽天・GCIシステマティック・グローバル・アルファ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2026 年 10 月 26 日に関東財務局長に提出し、2026 年 10 月 27 日にその効力が生じております。
- 当ファンドは、投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行います。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は、投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにお願いいたします。
- 当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社の照会先

Rakuten 楽天投信投資顧問　https://www.rakuten-toushin.co.jp/
電話：03−6432−7746　受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

【委託会社】ファンドの運用の指図を行う者

楽天投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 1724 号
設立年月日：2006 年 12 月 28 日
資本金：150百万円（2026年7月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：
7,606,645百万円（2026年7月末現在）

【受託会社】ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 **主として、株式会社GCIアセット・マネジメントが運用する国内籍投資信託証券「GCIシステマティック・グローバル・アルファ（適格機関投資家専用）」（以下、「主要投資先ファンド」といいます。）への投資を通じて、グローバルかつ多資産のエクスポージャーを多様に組み合わせた、リスク/リターンの最適化されたポートフォリオに実質的に投資します。**
主要投資先ファンドは、GCIグループが開発した「システマティック・グローバル・アルファ戦略」に基づいた運用を行います。

※投資対象ファンドについて、詳しくは、後述の「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

2 **主要投資先ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。**

※投資信託財産の一部を上場投資信託証券に投資します。

3 **主要投資先ファンドが組入れる外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行う場合があります。なお、主要投資先ファンドにおいて、ヘッジ目的以外で為替取引を行うことがあります。**

主要投資先ファンドの運用

「システマティック・グローバル・アルファ戦略」はトレンド・フォロー戦略のコンセプトを活用し、独自のクオンツ分析手法を駆使した、システマティックなモデル運用を基本とする戦略です。グローバルな資産の成長に沿った収益の獲得のみならず、市場の下落局面でも収益獲得を目指し、長期的なリスク・リターンの安定化を図ります。資産横断的に分散投資を行い、世界の株式、債券、コモディティ、通貨（新興国通貨含む）等を投資対象とします。ショートポジションの活用等による下げ相場での収益獲得など、オルタナティブな投資手法の活用により、世界の株式・債券・REITなどの主要な伝統的資産との長期での低相関性が期待されます。

※株式会社GCIアセット・マネジメント：2000年4月の創業以来、オルタナティブ投資を中心に、アカデミックな研究開発を活用した運用戦略を、主に内外の機関投資家向けに提供してきた運用会社です。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは、以下の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
投資対象ファンドを通じて、世界の株式・債券・通貨（新興国通貨含む）・商品（コモディティ）等に対して投資を行います。

※投資対象ファンドについて、詳しくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

分配方針

- 毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

以下は、2026年7月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

ファンド名	GCIシステマティック・グローバル・アルファ（適格機関投資家専用）
形態	国内籍／適格機関投資家私募
投資対象	原則として、わが国の短期公社債等を主要投資対象とし、先進国の株価指数先物取引、債券先物取引、金利先物取引、通貨先物取引等の金融先物取引（以下「金融先物取引」といいます。）、為替予約取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引、商品先物取引を主要取引対象とします。
投資態度	① 主として、わが国の短期公社債等に投資するとともに、独自に開発した動的ポートフォリオモデルに基づいて取引を行い、株式・債券・通貨のエクスポージャーを多様に組み合わせることにより、ダウンサイドのリスクを抑制しながら市場に現れるトレンドを収益化することを目指します。加えて、異なる収益源を持つ複数のモデル系運用戦略を組み合わせることにより、全体のリスク・リターンを最適化します。 ② エクスポージャー構築にあたって必要な担保および証拠金以外の資産に関しては、短期公社債等およびコール・ローン等で運用します。 ③ 資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・金融先物取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引および商品先物取引は、約款の範囲で行います。
信託期間	無期限
決算日	毎年11月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	年１回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
申込手数料	ありません。
信託報酬等	運用報酬：純資産総額に対して年1.98% (税抜1.8%) 成功報酬：22.0% (税抜20%) 上記の運用管理報酬（信託報酬）の他に、以下の規定に基づき計上された成功報酬を、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から委託者に支弁するものとします。 1. 成功報酬は、計算期間を通じて毎営業日、当該営業日の参照基準価額の10,000口当たりの額が当該営業日におけるハイ・ウォーター・マークを上回った場合に、当該参照基準価額の10,000口当たりの額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除した額に100分の20の率を乗じて10,000で除し、さらに当該営業日における受益権総口数を乗じて得た額を計上し、毎営業日ごとに確定します。 2. 上記1.において参照基準価額とは、当該営業日の成功報酬および当該成功報酬に係る消費税等相当額を控除する前（当該営業日が収益分配を行う計算期末の場合は、収益分配金を控除する前）の信託財産の純資産総額を、当該営業日における受益権口数で除した額をいいます。 3. 上記1.においてハイ・ウォーター・マークとは、信託契約締結日において10,000円とし、毎営業日において当該営業日の参照基準価額の10,000口当たりの額が当該営業日のハイ・ウォーター・マークを上回った場合、翌営業日のハイ・ウォーター・マークは、当該営業日の基準価額（当該営業日の成功報酬および当該成功報酬に係る消費税等相当額を控除し、かつ当該営業日が収益分配を行う計算期末の場合は、収益分配金を控除した後の基準価額）の10,000口当たりの額に変更されます。また、計算期末において当該営業日の参照基準価額の10,000口当たりの額が当該営業日のハイ・ウォーター・マークを上回っていない場合であっても、当該計算期末において収益分配が行われる場合、ハイ・ウォーター・マークは、収益分配金の額に応じて調整されます。 （計算式） 毎営業日の成功報酬額＝（当該営業日の参照基準価額の10,000口当たりの額－ハイ・ウォーター・マーク）×20%÷10,000×当該営業日の受益権総口数
信託財産留保額	ありません。
設定日	2025年2月3日
委託会社	株式会社GCIアセット・マネジメント
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社

※上記の内容は、今後変更になる場合があります。

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

以下は、2026年7月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。
投資対象となる可能性のある上場投資信託証券は以下の通りです。

ファンド名	運用会社	実質的な主要投資対象	運用の基本方針	管理報酬等（年）
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	日本債券	NOMURA-BPI総合に連動する投資成果を目指す	0.09%

※上記の内容は、今後変更になる場合があります。
※管理報酬等(年)は、総経費率(トータルエクスペンスレシオ(TER))が公表されているものについては公表値を、公表されていないものについては信託報酬率(税込)を記載しています。

基準価額の変動要因

ファンドが投資信託証券を通じて実質的に投資する有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資家の皆様には、ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

●主な変動要因

株価変動リスク	ファンドは、実質的に株価指数を参照する株価指数先物を投資対象としており、原資産である株式の価格変動リスクを伴います。一般に株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。買い建てている株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となる可能性があります。
金利変動リスク	ファンドは、実質的に債券・金利先物を投資対象としており、金利変動による価格変動リスクを伴います。債券などの価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。なお、債券などが変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者などの財務状況の変化などおよびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。買い建てている債券などの価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となる可能性があります。
為替変動リスク	ファンドには、実質的に外国通貨および通貨先物、為替予約取引が含まれており、為替レートの変動リスクを伴います。為替相場は、各国の経済状況、政治情勢などの様々な要因により変動します。特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。この結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。
商品先物取引リスク	ファンドには、実質的に商品先物取引が含まれており、商品先物の取引価格は、政治・経済情勢の変化に加えて、個々の品目により異なる様々な要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、疾病、伝染病、技術発展等）により変動します。この結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。
信用リスク	ファンドは、実質的に先物取引および為替予約取引等の金融派生商品取引が含まれており、証拠金として取引先に現金等を預託する必要があります。取引先の財政難、経営不振、その他の理由により、あらかじめ決められた条件で取引が履行されない場合、またはそれが予想される場合には、基準価額の下落要因となる可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化などにより市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、方針に沿った運用が困難となり、基準価額が下落することがあります。特に、新興国への投資には、先進国と比較して政治・経済および社会情勢の変化が組入銘柄の価格に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。投資環境変化の内容によっては、ファンドによる実質的な新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

流動性リスク	時価総額が小さい、取引量が少ないなど流動性が低い市場、あるいは取引規制などの理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。
金融派生商品にかかるリスク	ファンドは、実質的に株式、債券、通貨・為替、コモディティ等を原資産とする先物取引および為替予約取引等の金融派生商品を投資対象としており、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、基準価額の下落要因となります。また、レバレッジを活用した買建て、売建てを行う場合があるため、原資産の値動きがそれ以上の損失をもたらすことがあり、基準価額の下落要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 一部の新興国通貨の為替取引にあたっては、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。NDFとは、対象通貨を用いた受渡しを行わず、主に米ドル等による差金決済を相対で行う取引のことをいいます。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。このため、基準価額の値動きが、実際の為替市場の値動きから想定されるものより大きくかい離する場合があります。
- ファンドには、実質的に大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額の下落要因となる可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ファンドには、実質的に各投資対象市場の上昇トレンドならびに下降トレンドを捉え、追随する戦略が含まれます。補完的ポートフォリオにもかかわらず、市場の急変時や相場の転換点においては比較的大きな損失を被る可能性や、相場のもみあい局面では損失が継続する可能性があります。またファンドは、リターンの変動性が大きい傾向があります。投資環境等によっては、必ずしも好ましい投資成果を得られるわけではありません。
- 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

リスクの管理体制

●委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。コンプライアンス部は、投資信託財産の運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリング、投資信託財産の運用等についての法令諸規則や投資信託約款の遵守状況等のモニタリングを行います。それらの結果に基づき、必要に応じて是正指導を行うなど、適切な管理・監督を行います。また、コンプライアンス部は投資信託財産の流動性リスクのモニタリングを行うとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

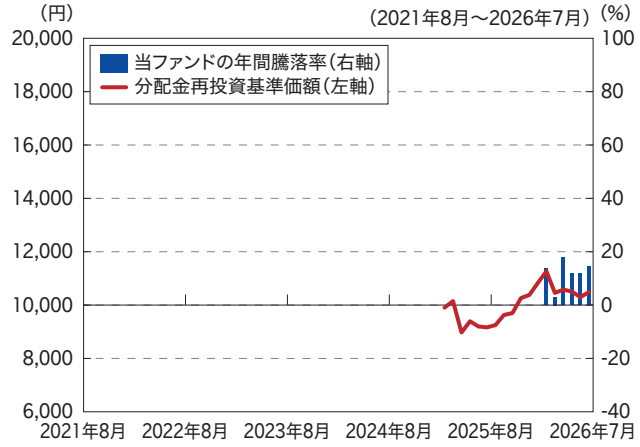

※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。(当ファンドの設定日以降で、算出可能な期間についてのみ表示しています。)
※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

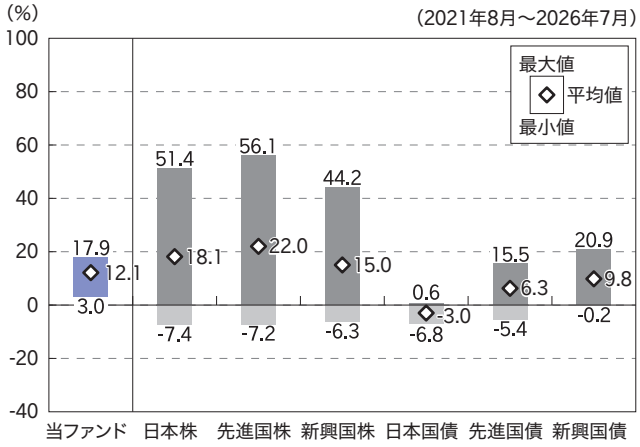

※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は、設定日以降で算出可能な期間のみであり、代表的な資産クラスの対象期間と異なります。
当ファンドの対象期間:2026年2月～2026年7月
代表的な資産クラスの対象期間:2021年8月～2026年7月
※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。
日本株・・・・・S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)
先進国株・・・S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)
新興国株・・・S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)
日本国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債:日本インデックス(円ベース)
先進国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債(日本除く)インデックス(円ベース)
新興国債・・・ブルームバーグ新興市場自国通貨建て高流動性国債インデックス(円ベース)
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

運用実績

2026年7月31日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

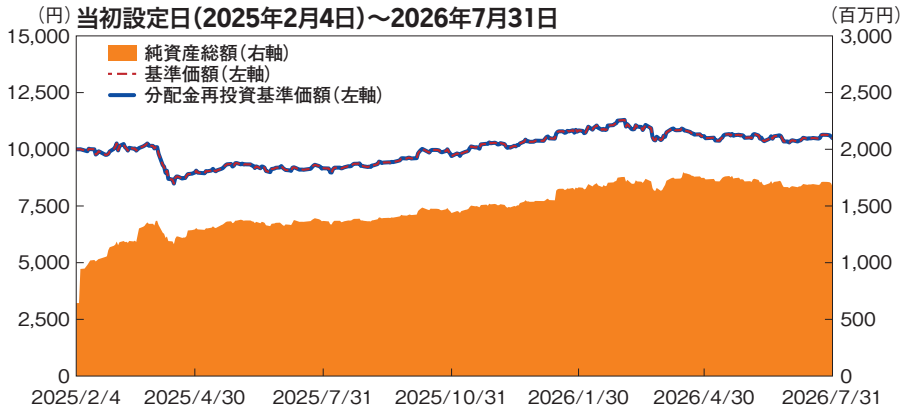

基準価額	10,485円
純資産総額	1,670百万円

※「分配金再投資基準価額」は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

決算期	第1期 2026年1月	設定来累計
分配金	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

資産名	種類	投資比率
GCIシステマティック・グローバル・アルファ（適格機関投資家専用）	投資信託証券	99.0%
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	投資信託証券	0.0%
短期金融資産、その他		1.0%
合計		100.0%

※投資比率は、純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。

※投資比率は、小数点第2位を四捨五入しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）

当ファンドには、ベンチマークはありません。

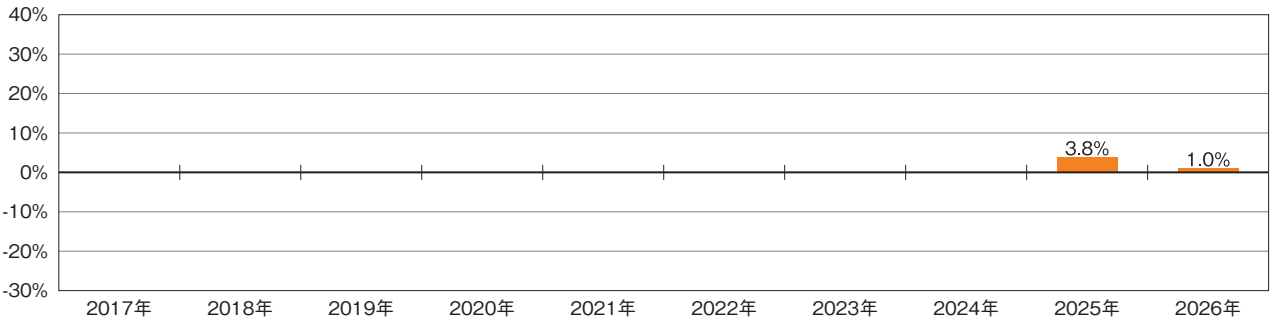

※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2025年は設定日（2025年2月4日）から年末まで、2026年は7月末までの騰落率を表しています。

最新の運用状況については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

お申込みメモ

購入単位	販売会社またはお申込みコースにより異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社が定める所定の日までに販売会社の定める方法でお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して9営業日目以降に受益者にお支払いします。
申込締切時間	原則として、営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年10月27日から2027年4月22日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、申込みの受付を行いません。 ・ニューヨークの銀行休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・TARGET2の休業日
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止ならびに当該投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込み・換金申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込み・換金申込の受付を取消すことができます。
信託期間	無期限（設定日：2025年2月4日） ※ただし、一定の条件により繰上償還する場合があります。
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。また、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
決算日	原則として、毎年1月25日（ただし、休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。 （注）当ファンドには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円
公告	委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告により行い次のアドレスに掲載します。 https://www.rakuten-toushin.co.jp/
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ・配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<table>
<tr><th colspan="4">投資者が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td colspan="2">3.3%（税抜3%）を上限として、販売会社が定める料率とします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。</td><td>購入時の商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td colspan="3">ありません。</td></tr>
<tr><th colspan="4">投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td rowspan="6">運用管理費用
（信託報酬）</td><td colspan="3">信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.4575%（税抜1.325%）の率を乗じて得た額とします。
※ファンドの運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、投資信託財産中から支弁します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">運用管理報酬（信託報酬）の配分</td><td>委託会社</td><td>年0.3300%
（税抜0.300%）</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年1.1000%
（税抜1.000%）</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年0.0275%
（税抜0.025%）</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr>
<tr><td colspan="2">投資対象とする投資信託証券における報酬*1</td><td>年1.98%（税抜1.8%）程度</td><td>投資対象とする投資信託証券の管理報酬等</td></tr>
<tr><td colspan="2">実質的に負担する運用管理費用*2</td><td>年3.4375%（税込）程度</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">＊1 2026年7月末現在。今後、投資内容等によりこの数値は変動します。なお主要投資先ファンドとなる投資信託証券で運用管理報酬（信託報酬）の他に、成功報酬（ハイウォーター・マークを超える部分の22.0%（税抜20%））が徴収されます。詳しくは、「追加的記載事項」の「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。
＊2「実質的に負担する運用管理費用」は、投資対象とする投資信託証券における報酬を加味した実質的な信託報酬の概算値です。この値は目安であり、実際の投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。</td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td colspan="2">以下の費用・手数料は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
・信託事務の処理に要する諸費用
・投資信託財産にかかる監査報酬
・法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用(注)
・その他投資信託財産の運営にかかる費用(注)
・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料　等
監査報酬は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に支払われます。それ以外の費用・手数料等はその都度支払われます。
(注)該当業務を委託する場合のその委託費用を含みます。
※委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該費用・手数料等の一部もしくは全てを負担する場合があります。
※これらの費用・手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。</td><td>・信託事務の処理に要する諸費用：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、投資信託財産において資金借入れを行った場合の利息
・投資信託財産にかかる監査報酬：監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用
・法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等にかかる費用
・その他投資信託財産の運営にかかる費用：計理業務およびこれに付随する業務にかかる費用
・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</td></tr>
</table>

※費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

手続・手数料等

税金

税金は、下表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は、上記と異なります。
※上記は、2026年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2025年2月4日～2026年1月26日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
3.62%	1.46%	2.16%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※その他費用は、投資先ファンド(当ファンドまたは、マザーファンドが組み入れている投資信託証券(マザーファンドを除きます。))が支払った費用を含みます。
※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。